

(11 月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。)

「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。
厚生労働省では、過労死の要因の一つである長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図るため、同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

～「過重労働解消キャンペーン」期間における取組～

1. 労使団体に対し、過重労働解消に向けた取組が実施されるよう要請を行います。
使用者団体に対しては、併せて「しわ寄せ」防止の働きかけを行います。
2. 重点的な監督指導を実施します。
3. 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施します。
4. 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を行います。
5. 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。
6. 過重労働解消のためのセミナーを開催します。



● 過労死等防止対策推進シンポジウム〈富山会場〉【参加費無料】

日時：令和7年11月25日(火) 14:00～16:30(受付 13:00～)

会場：ポルファートとやま 琥珀の間(富山市奥田新町8-1)

※ 参加には、事前申込みが必要です。下記ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



● 過重労働解消のためのセミナー(オンライン開催)【参加費無料】

日時：令和7年11月～令和8年1月

内容：過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

★法令、ガイドライン等のポイント解説

★過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例

★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など

※参加には、事前申込みが必要です。下記ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



● 過重労働解消相談ダイヤル・労働条件相談ほっとライン SNS 相談

令和7年11月1日(土) 9:00～17:00 フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

【記事に関する問合せ先】富山労働局労働基準部監督課 TEL. 076-432-2730